

水戸市緑の基本計画新旧対照表

都市計画部公園緑地課

ページ	現 行	改 正 (素 案)
P. 1	<p>(略)</p> <p>第 1 計画策定の基本的事項</p> <p>4 計画対象区域と対象とする緑</p> <p>本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とします。</p> <p>私たちの身の回りには、さまざまな「緑」があります。一般に「緑」を表す樹木や草花は、河川や湖沼などの水辺やオープンスペースと一体となって緑の役割を果たしています。本計画では、河川や水辺も、全て「緑」と表記することとします。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 1 計画策定の基本的事項</p> <p>4 計画対象区域と対象とする緑</p> <p>(1) 区域</p> <p>本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とするとともに、良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定します。</p> <p>(2) 緑</p> <p>私たちの身の回りには、さまざまな「緑」があります。一般に「緑」を表す樹木や草花は、河川や湖沼などの水辺やオープンスペースと一体となって緑の役割を果たしています。本計画では、河川や水辺も、全て「緑」と表記することとします。</p> <p>(略)</p>
P. 3	<p>第 2 現況と課題</p>	<p>第 2 現況と課題</p>
P. 32	<p>4 課題の整理</p> <p>(1) 緑の現況からの課題</p>	<p>4 課題の整理</p> <p>(1) 緑の現況からの課題</p>
P. 33	<p>5) 人々が集い、楽しむ場を飾る緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内などの民有地をプランターや四季折々の花々や整えられた並木などで飾る必要があります。 ・市民の緑化意欲を高揚させるとともに技術及び知識を習得できる環境を作るため、緑化を支援する体制を整える必要があります。 <p>(略)</p>	<p>5) 人々が集い、楽しむ場を飾る緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内をプランターや花壇、整えられた並木などで飾るとともに、民間の未利用地を緑の空間にするなど、緑化を推進していく必要があります。 ・市民の緑化意欲を高揚させるとともに技術及び知識を習得できる環境を作るため、緑化を支援する体制を整える必要があります。 <p>(略)</p>

P. 35

(3) 課題の整理

これまでの課題を整理し、本計画の課題を以下のとおりとします。

(略)

市街地や民有地の緑化

市街地内の駅や主要道路、公園のまわり、遊歩道などの緑は、市民はもとより訪れる人々に本市のイメージを形づくるものです。緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内などの民有地をプランターや四季折々の花々や整えられた並木などで飾る必要があります。

(略)

P. 45

第4 施策の展開

基本方針1 緑の保全、緑化の推進

3 民有地の緑化

緑豊かなまちづくりには、道路等の公共施設はもとより、民有地の住宅を個性的で魅力的に緑化し、それを美しく心地よく見せるための適切な維持管理が必要です。

緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内などの民有地をプランターや四季折々の花々や整えられた並木で飾るなど、市民の意欲を高めつつ、様々な支援策や協働事業を展開した緑化を推進していきます。

(1) 民有地緑化の推進

(略)

3) 協定による民有地緑化の推進

・都市緑地法に基づく緑化協定は、現在4箇所合計2.7ヘクタールが締結されています。今後も、こうした制度を活用し、民有地の緑化を推進します。

(3) 課題の整理

これまでの課題を整理し、本計画の課題を以下のとおりとします。

(略)

市街地や民有地の緑化

市街地内の駅や主要道路、公園のまわり、遊歩道などの緑は、市民はもとより訪れる人々に本市のイメージを形づくるものです。緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内をプランターや花壇、整えられた並木などで飾るとともに、民間の未利用地を緑の空間にするなど、緑化を推進していく必要があります。

(略)

第4 施策の展開

基本方針1 緑の保全、緑化の推進

3 民有地の緑化

緑豊かなまちづくりには、道路等の公共施設はもとより、民有地の住宅を個性的で魅力的に緑化し、それを美しく心地よく見せるための適切な維持管理が必要です。

緑豊かで快適なまちづくりのため、接道部や商店の前、宅地内をプランターや花壇、整えられた並木などで飾るとともに、民間の未利用地を緑の空間にするなど、市民の意欲を高めつつ、様々な支援策や協働事業を展開した緑化を推進していきます。

(1) 民有地緑化の推進

(略)

3) 協定や市民緑地等による民有地緑化の推進

・都市緑地法に基づく緑化協定は、現在4箇所合計2.7ヘクタールが締結されています。今後も、こうした制度を活用し、民有地の緑化を推進します。

<p>P. 46</p>	<p>(略)</p>	<p>・良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定し、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度の活用により、NPO法人や企業等の民間活力を活かした公園緑地の整備を行うなど、民有地の緑化に取り組んでいきます。また、特に身近な都市公園が不足する都市中枢ゾーン（水戸市中心市街地活性化基本計画（2016（平成28）年7月から2022（平成34）年3月まで）においては、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）による園路や広場、植栽、休養施設等の整備を進めます。</p> <p>図3-1-1 身近な公園が不足する区域（都市中枢ゾーン）</p> <p>(略)</p>
<p>P. 47</p>	<p>基本方針2 人々が訪れ、親しまれる緑づくり</p> <p>1 魅力向上に向けた公園等の整備</p> <p>偕楽園公園、千波公園など大規模で特色のある公園等は、都市の魅力向上を図るため「地域拠点となる公園」として、現況の特色を生かしながら、整備を進める必要があります。</p> <p>「地域拠点となる公園」については、現存する自然的、歴史・文化的資源を生かすとともに、時代や市民、地域のニーズに合わせ、子育て世代や高齢者の支援、市民の憩いの場など地域コミュニティや都市環境向上等の拠点となるよう整備方針を定めます。また、利用者の利便性に配慮した情報通信機能の拡充に取り組みます。</p> <p>将来的には、官民で連携して公園管理が行えるよう民間活力の導入を検討し、さらなる公園等の魅力向上に向けた枠組みづくりを図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>基本方針2 人々が訪れ、親しまれる緑づくり</p> <p>1 魅力向上に向けた公園等の整備</p> <p>偕楽園公園、千波公園など大規模で特色のある公園等は、都市の魅力向上を図るため「地域拠点となる公園」として、現況の特色を生かしながら、整備を進める必要があります。</p> <p>「地域拠点となる公園」については、現存する自然的、歴史・文化的資源を生かすとともに、時代や市民、地域のニーズに合わせ、子育て世代や高齢者の支援、市民の憩いの場など地域コミュニティや都市環境向上等の拠点となるよう整備方針を定めます。整備に当たっては、利用者に向けたサービスや快適性の向上を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）等民間活力の導入を検討します。また、利用者の利便性に配慮した情報通信機能の拡充に取り組みます。</p> <p>公園管理についても、官民で連携して行えるよう民間活力の導入を検討し、さらなる公園等の魅力向上に向けた枠組みづくりを図ります。</p> <p>(略)</p>

